

いま注目をあつめる タイの最新投資制度

第2回「東部経済回廊 (EEC)」

Inside this issue

EECの概要 P02
5年で5兆円超の
インフラ整備計画

対象地域と業種 P03
新設された EEC 特別区
10 産業が EEC 対象業種に

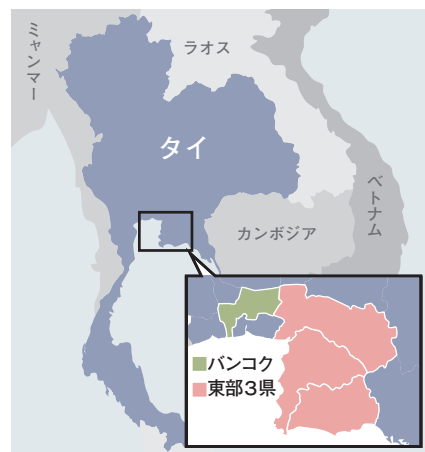
EEC パッケージ P04
EEC 対象 10 産業
厚い恩典の EEC パッケージ



次の20年に向けて EECが牽引するタイの投資戦略

域内人口が6億2,000万人を超え、世界経済の牽引役となっているアセアン諸国。その中でも、タイは日系企業の進出の歴史が古く、積極的な外資誘致政策を背景に多くの分野で産業集積が進んでいる。「アジア通貨危機」や「リーマンショック」を克服し、着実な成長を遂げてきているが、近年は「中所得国の罠」に陥らぬよう新たな戦略が求められてきた。このような中、タイは産業構造の高度化による高所得国への飛躍を目指

し、2016年に新国家戦略「タイランド4.0」を策定。この第4次産業革命ともいえる政策ビジョンの中核となるのが、EEC (Eastern Economic Corridor: 東部経済回廊) 構想だ。日系企業による極めて濃密な集積が進んだ東部3県を特区に指定し、大規模なインフラ基盤整備と先端産業誘致を目指すEECは、特定地域の開発という枠組みを超え、「タイランド4.0」実現のための有望なプロジェクトとなる。



■タイ BOI 東京事務所
東京都港区赤坂 2-11-3 福田ビルウエスト8階
TEL: 03-3582-1806
■タイ BOI 大阪事務所
大阪府大阪市中央区久太郎町 1-9-16
バンコク銀行ビル7F
TEL: 06-6271-1395



5年で5兆円超のインフラ整備

EECは2016年6月、タイ国家経済社会開発庁（NESDB）によって提案され、国会の承認を得て開発が開始された国家プロジェクトだ。首相を委員長とするEEC政策推進委員会が組織され、チャチュンサオ県、チョンブリ県、ラヨン県の東部3県が対象地域に指定された。この臨海工業地域は80年代から開発が始まり、域内GDPはタイ全体の15%を超えていると言われている。各種製造業の集積が国内で最も進んでいる地域であり、特に日系の自動車産業においては、完成車メーカーのみならず数多くのサプライヤーがこの地域に立地している。

EECの両輪となるのは、再開発を含むインフラ基盤整備と手厚い恩典を与える政府の投資促進策で、加えて都市・住宅開発、医療機関整備、観光産業の育成などを含む総合的な地域開発がプロジェクトの構想だ。

■ EECの官民投資額

投資対象	投資額（億円）
ウタパオ国際空港	2,000
マブタブット港	111
レムチャバン港	1,500
高速鉄道	2,000
在来線複線化	643
高速道路	353
産業開発	5,000
観光開発	2,000
新都市・住宅・医療開発	4,000

出所：Thailand Board of Investment (BOI)

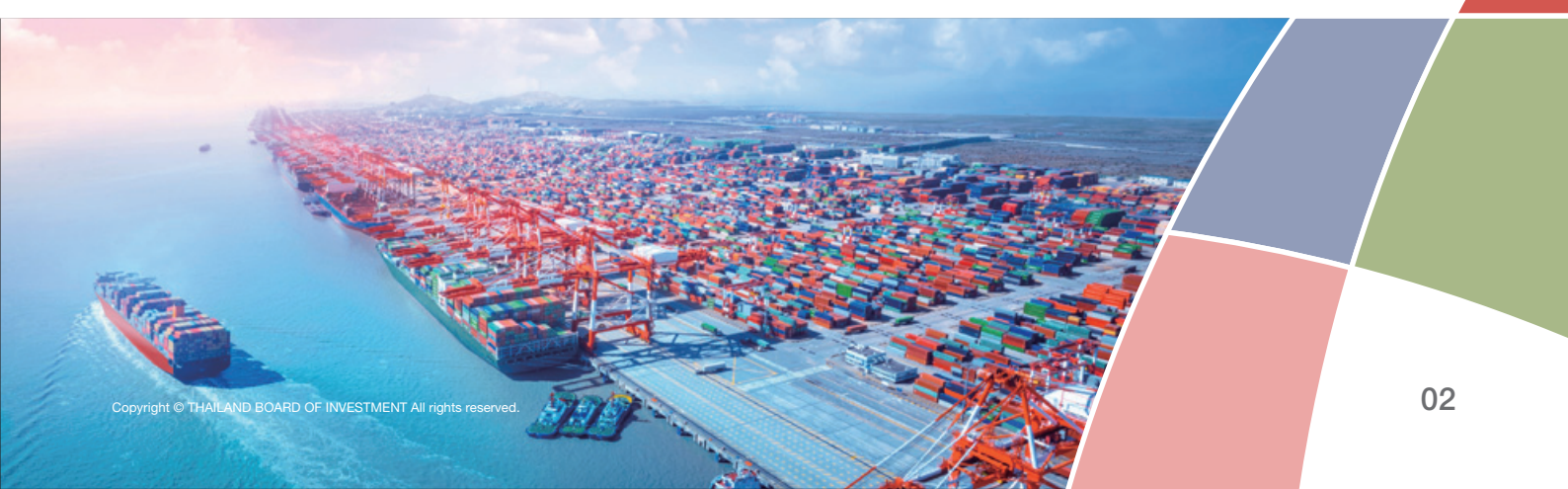


先行インフラ整備計画に指定されたウタパオ国際空港

インフラ基盤整備では、域内はもちろんタイ全土におよぶ物流・交通ネットワークのアップグレードを目的とし、鉄道、港湾、道路、空港の開発が主軸となる。投資促進策では域内に特区が設置され、対象となる高度先

端産業には法人所得税の最長13年間の免除といった、従来よりも充実した恩典が付与される。これらのプロジェクトでは、当初5年間で約1兆7,000億円の投資予算が計画されている。

■ EEC開発マップ



動きだした巨大プロジェクト

EECの先行インフラ整備として、①主要3国際空港を連結する高速鉄道の建設、②ウタパオ空港の拡張、③MRO（航空機整備）センターの設立、④レムチャバン港第3期開発、⑤マプタプット港第3期開発の、5つのプロジェクトが既に進行している。2018年11月には各プロジェクトのTOR（委託事項）が公開され、2019年4月までに入札が実施される。それぞれのインフラは、2022年から2025年にかけて完工・利用開始の見込みとなっている。

■主な先行インフラ整備計画

プロジェクト	概要	利用開始予定
高速鉄道	バンコク・マッカサン駅がターミナルとなり、ドンムアン国際空港～スワンナブーム国際空港～ウタパオ国際空港を結ぶ高速鉄道の開発。	2023年
ウタパオ国際空港	新滑走路と旅客ターミナル及び商業施設の増設。旅客収容能力を15年間で2,200万人に引き上げ。	2023年
MRO（航空機整備）センター	航空機整備センターと航空産業向け研修センターの新設。	2022年
レムチャバン港	コンテナ取扱量を従来の年700万TEUから年1,800万TEUへ。自動車輸送能力を従来の年100万台から年300万台へ。	2023年
マプタプット港	1,000ライ（160万平米）の敷地に、液化天然ガスのタンカー接岸港2カ所、ガス積替え栈橋3カ所の増設。貨物倉庫、天然ガス関連事業所、沈泥溜め、サービス施設、砂防石堤、防波堤の築造。	2025年

出所：EEC政策推進委員会（2018年11月）
注：TEU：20フィートコンテナ換算（Twenty-foot Equivalent Unit）

新設されたEEC特別区に注目

タイ投資委員会（BOI）が付与する投資恩典は、周辺国と比較しても既に充実した内容となっており、EECの指定された地域にて対象事業の投資を行う場合には、更に追加恩典（EECパッケージ）が与えられる。EECパッケージが与えられる対象地域は、①EEC特別区、②EEC内の21カ所の指定工業団地、③EEC内のその他の工業団地の3つに大別される。EEC特別区は、科学技術省が運営するEECi（イノベーション特別区）、デジタル経済社会省傘下の法人が運営するEECd（デジタル・パーク・タイランド）、そして航空産業に特化したEEC-A（東部航空都

市）の3つがある。

EECi（イノベーション特別区）は研究開発に特化した経済エリアを創出するため、世界をリードするイノベーションセンターを目指している。既にラヨン県内陸部に約480ヘクタールの用地を確保。①先端農業及び食品、②バイオ燃料及びバイオ化学、③高性能バッテリー及び近代交通、④自動化・ロボット及び人工知能、⑤航空・宇宙、⑥医療機器といった重点産業に光を当て、ARIPOLIS（自動化・ロボット・人工知能産業都市）、BIOPOLIS（バイオ産業都市）、FOOD INNOPOLIS（食品産業都市）、SPACE INNOPOLIS（航空宇

■ EEC内の21カ所指定工業団地

チャチュンサオ県（1カ所）

TFD工業団地2

チョンブリ県（12カ所）

ヤマト工業団地、アマタナコン工業団地1～2、ピントン工業団地1～5、チョンブリ工業団地1～2、ヘマラート・イースタンシーボード工業団地2～3

ラヨン県（8カ所）

ヘマラート・イースタンシーボード工業団地1,4、イースタンシーボード・ラヨン工業団地、ヘマラート・マプタプット工業団地、ヘマラート・ラヨン36工業団地、アマタシティ工業団地、スマートパーク工業団地、C.P.工業団地

出所：Thailand Board of Investment (BOI)

宙産業都市）からなる革新都市を通じ、産官学及び地域社会、そして内外の研究開発機関との協力を押し進める。



EECd（デジタル・パーク・タイランド）は、デジタル産業の革新と投資に焦点を当てた新しい経済特区だ。IoT や人工知能の研究施設、iDC（インターネット・データセンター）だけでなく、教育機関や居住エリアも含む、完全なデジタルコミュニティを目指している。まさに、産業界とライフスタイルがシームレスに融合する、デジタル人材育成センターだ。

EEC-A（東部航空都市）は EEC

地域の航空産業の発展を目指したもので、大幅な拡張計画のあるウタパオ空港周辺を特別区とする。具体的には第3ターミナルの建設、物流拠点となるカーゴセンター、商業施設の新設を計画している。また、隣接地に MRO（航空機整備）センターや航空研修センター（Aviation Training Center）の設立も決定しており、域内の重要な航空ハブとなることが期待されている。

EEC対象10産業

「タイランド4.0」では10分野からなるターゲット産業を定めており、これらの産業に対して EEC の追加特典が与えられる。具体的には、既存の有望分野（Sカーブ産業）である「次世代自動車」、「スマート電子機器」、「高付加価値の観光・メディカルツーリズム」、「農業・バイオテクノロジー」、「未来のための食品」の5業種。そして、次世代の有望分野（新Sカーブ産業）である、「オートメーションおよびロボット」、「航空・ロジスティクス」、「バイオ燃料・バイオ化学」、「デジタル経済」、「メディカルハブ」の5業種である。これら合計10分野が EEC 対象産業に指定されている。



「デジタル・パーク・タイランド」(EECd) のイメージ図

EECパッケージでは 従来より厚い税恩典が受けられる

従来に比べ厚い税恩典が付与される EEC パッケージ（次ページ参照）は、指定された投資地域に指定された事業内容で投資を行う必要がある。投資地域は EEC 特別区(EECi、EECd、EEC-A) が最も優遇されており、次いで EEC 内の21カ所の指定工業団地、EEC 内のその他の工業団地の順となっている。EEC 特別区

で8類（技術及びイノベーションの発展：バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端材料技術、デジタル技術等のターゲット技術開発事業）に該当する投資を行った場合、13年間の法人所得税の免除（上限額無し）が受けられる。

尚、EEC パッケージの恩典を受けるには、人材開発及び技術向上のた

めの教育機関、研究機関、中核的研究拠点（Center of Excellence）との協力が条件となっており、利用する協力プログラムについて BOI の承認が必要となる。また、EEC パッケージによる投資申請期限は2019年12月30日までとなっている。



■ EEC パッケージによる法人所得税免除恩典

投資地域	投資事業内容		従来の恩典 (100% 免税期間)	EEC パッケージ	
				100% 免税期間	50% 免税期間追加
EEC 特別区 ・ EECi ・ EECd ・ EEC-A	特定産業	8 類	10 年	13 年 (上限額無し)	無
		A1	8 年	12 年 (上限額無し)	無
		A2	8 年	12 年	無
		A3	5 年	7 年	5 年
	その他の EEC 対象産業	8 類	10 年	11 年 (上限額無し)	無
		A1, A2, A3	5～8 年	5～8 年	3 年
指定 21 工業団地	各地区における 対象産業	8 類	10 年	12 年 (上限額無し)	無
		A1	8 年	8 年 (上限額無し)	5 年
		A2	8 年	8 年	5 年
		A3	5 年	5 年	5 年
	その他の EEC 対象産業	8 類	10 年	11 年 (上限額無し)	無
		A1, A2, A3	5～8 年	5～8 年	3 年
EEC 内の その他の工業団地	その他の EEC 対象産業	8 類	10 年	11 年	無
		A1	8 年	8 年 (上限額無し)	3 年
		A2	8 年	8 年	3 年
		A3	5 年	5 年	3 年

出所：Thailand Board of Investment (BOI)

■ 投資事業分類

事業分類	事業内容
8 類	技術及びイノベーションの発展：バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端材料技術、デジタル技術等のターゲット技術開発事業
A1	国の競争力を向上させる、デザインや研究開発 (R&D) に主眼を置いたナレッジベースの産業
A2	国の発展に貢献するインフラ事業、タイ国内の投資が少ないか、またはまだ投資が行われておらず、付加価値の創出に高度技術を使用する事業
A3	既にタイ国内に生産拠点が少数あるものの、国の発展にとって重要な高度技術を使用する事業

出所：Thailand Board of Investment (BOI)

